

独立行政法人の整理合理化案

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人 国際観光振興 機構	特定事業 執行型	外国人観光旅 客の来訪を促 進するための 広報・宣伝等					<p>「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)に定められた目標の実現に向けて、日本の政府観光局(NTO)としてアジア各国のNTOとの誘客競争に対応するためにも、積極的なプロモーション事業の展開を行う必要があるが、以下を基本とした機構の業務・組織改革を行う。</p> <p>1. 海外宣伝(プロモーション)事業への重点化 海外事務所等が収集した訪日ニーズに関する情報分析に基づき、「市場別中期プロモーション戦略」を策定し、JNTOの強みである中長期的視点を踏まえた事業展開を図る。また、機構の最大の資産である海外事務所に、可能な限り経営資源を配分する。</p> <p>2. ウェブ戦略事業の推進 増加する外国人個人旅行者にとって有益な訪日旅行に関する情報提供の充実や、マーケティングツールとしての活用など、ウェブ機能の高度化を図る。</p> <p>3. 自己収入の確保 (1) 賛助金・会費収入の増加、バナー広告等のウェブを活用した収益事業の実施、受託事業の拡大等により、自己収入の確保に努める。 (2) コンベンション協賛金について、自治体のみならず国際コンベンション業界で活動する民間企業等に対しても募集拡大を図る。</p>	<p>現在、海外プロモーション(海外市場開拓部)と海外関係者招請事業(国内サービス部)等の形で機能別に分かれている部を統合・再編することにより部体制をスリム化するとともに、複数の部を束ねる「事業本部」「企画本部」体制により、業務執行体制の効率化と強化を図る。</p>
	資産債務型							
	助成事業等 執行型	国際会議等の 開催円滑化の ための寄附金 募集・交付金 交付制度の運 営						

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人国際観光振興機構	府省名	国土交通省		
沿革	昭和39年4月、特殊法人国際観光振興会設立。平成15年10月に独立行政法人国際観光振興機構に移行し、現在に至る。				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	理事長1人、 理事は4人以内	理事長1人、理事は4人	0人	101人	
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	2,295	2,267	2,111	2,105
	特別会計	0	0	0	0
	計	2,295	2,267	2,111	2,105
	うち運営費交付金	2,295	2,267	2,111	2,105
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0
	うちその他の補助金等	0	0	0	0
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	3,999	3,960	3,805	3,798	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）	平成17年度		平成18年度		
	140,269,267円		144,762,953円		
	発生要因	18年度末における利益剰余金の発生要因は、事業等による収支86,249,552円、為替損益等の財務収支4,817,094円、固定資産の売却損益等の臨時損益△6,516,522円及び旧法人から承継した利益剰余金60,212,829円である。			
	見直し案	引き続き、適切な財務管理に努めていくこととする。			
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）	平成17年度		平成18年度		
	133		122		
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
	2,137	2,145	1,998	1,992	

<p>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）</p>	<p>収益事業の実施や受託事業の拡大等による自己収入の確保を図るとともに、業務運営の効率化により、行政サービス実施コストの改善を図る。</p>
<p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p>	<p>○ 業務経費、一般管理費の削減 ・運営費交付金対象業務経費について、平成14年度比で5%程度削減するとの中期目標を上回る削減状況(平成18年度: 削減率 7.0%)。 ・一般管理費について、平成14年度比で13%程度削減するとの中期目標の達成に向け順調な状況(平成18年度: 削減率11.3%)。</p> <p>○ 人件費の削減 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において人件費(退職手当等を除く)について5%以上の削減を行うこととし、うち、現中期目標期間においては概ね2%以上の人件費を削減するとの目標を上回る削減状況(平成18年度: 対前年比削減率 2.2%)。 ・厳正な人事評価による昇給の適正管理及び役員報酬の計画的減額に取り組んでおり、ラスパイルズ指数は、機構が発足した平成15年度の125.9から平成18年度は105.3(地域を勘案した対国家公務員指数(東京都特別区在勤国家公務員との比較)では、93.8)となった。</p>

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		ソウル観光宣伝事務所	北京観光宣伝事務所	上海観光宣伝事務所	香港観光宣伝事務所
	所在地		韓国・ソウル市	中国・北京市	中国・上海市	香港特別行政区
	職員数		3名	3名	3名	3名
	支部・事業所等で行う事務・事業名		・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出(対 19年度当初予算増減 額)	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。
		支出予算額(対19年 度当初予算増減額)				
	支部・事業所等の名称		バンコク観光宣伝事務 所	シンガポール 観光宣伝事務所	シドニー観光宣伝事務所	ロンドン観光宣伝事務所
	所在地		タイ・バンコク市	シンガポール・ シンガポール市	オーストラリア・ シドニー市	英国・ロンドン市
	職員数		2名	2名	2名	3名
	支部・事業所等で行う事務・事業名		・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出(対 19年度当初予算増減 額)	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。
		支出予算額(対19年 度当初予算増減額)				
支部・事業所等の名称		フランクフルト 観光宣伝事務所	パリ観光宣伝事務所	ニューヨーク 観光宣伝事務所	ロサンゼルス 観光宣伝事務所	
所在地		ドイツ・フランクフルト市	フランス・パリ市	米国・ニューヨーク市	米国・ロサンゼルス市	
職員数		1名	3名	5名	4名	
支部・事業所等で行う事務・事業名		・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等	
20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出(対 19年度当初予算増減 額)	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。	
	支出予算額(対19年 度当初予算増減額)					

支部・事業所等の名称		トロント観光宣伝事務所			
所在地		カナダ・トロント市			
職員数		2名			
支部・事業所等で行う事務・事業名		・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝等			
20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出（対 19年度当初予算増減 額）	各海外事務所単位で区 分していないため、総括 表(2-1)をご参照下さ い。			
	支出予算額（対19年 度当初予算増減額）				

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行型 / 資産債務型	助成事業等執行型 / 資産債務型
事務・事業名		外国人観光旅客の来訪を促進するための 広報・宣伝等	国際会議等の開催円滑化のための 寄附金募集・交付金交付制度の運営
事務・事業の概要		外国人観光旅客の来訪を促進するため、日本の観光魅力についてメディアやインターネット等を通じた広報・宣伝等を行う。	国際会議開催のため自己資金等では会議開催経費が賸えない部分について、本機構が特定公益増進法人として会議主催者にかわり寄附者からの寄附金を受け入れ、主催者に対し交付金として交付を行うものであり、国の財政負担は生じない。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	2,105百万円 (6百万円)	0円
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	2,801百万円 (6百万円)	997百万円 (0.0百万円)
事務・事業に係る定員(19年度)		100名(実員・役員を除く)	
(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の存在、人員等)	外国人観光旅客の来訪促進自体を目的とした広報・宣伝等を行う民間主体はない。	国際会議誘致のため寄附金募集及び交付金交付業務を一体的に行う民間主体はない。
	廃止すると生じる問題の内容、 程度、国民生活への影響	平成18年に制定された観光立国推進基本法では、少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれるなかで、活力に満ちた地域社会の実現を促進し、豊かな国民生活を実現するとともに国際社会における地位の確立のため、国際観光の振興等による観光立国を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」として推進することとしている。さらに、同法に基づき政府が策定した「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)では、訪日外国人旅行者数の増加目標及び国際会議開催件数の増加目標を定めるとともに、国際観光振興機構を「外国人観光客の来訪推進の中核を担う我が国の政府観光局である。」と位置づけている。 仮に本業務を廃止した場合、数値目標の達成のほか、国の責務(同法第3条)である観光立国実現に向けた施策の実施が困難となり、法目的である「国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進」(同法第1条)に対して著しい悪影響を生じる。	平成18年に制定された観光立国推進基本法では、少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれるなかで、活力に満ちた地域社会の実現を促進し、豊かな国民生活を実現するとともに国際社会における地位の確立のため、国際観光の振興等による観光立国を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」として推進することとしている。さらに、同法に基づき政府が策定した「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)では、我が国における国際会議開催件数の増加目標を定めるとともに、国際観光振興機構を「外国人観光客の来訪推進の中核を担う我が国の政府観光局である。」と位置づけている。 仮に本業務を廃止した場合、数値目標の達成のほか、国の責務(同法第3条)である観光立国実現に向けた施策の実施が困難となり、法目的である「国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進」(同法第1条)に対して著しい悪影響を生じる。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	主要業務

	事業開始からの継続年数	47年(昭和39年4月より)	13年(平成6年4月より)
	これまでの見直し内容	業務の廃止・縮小、市場動向に対応した海外事務所配置の見直しなど、事務・事業の効率化及び重点化を実施してきた。また、業務の実施に当たり、本機構が自ら行うよりも民間に委ねた方が適切と考えられる部分について民間開放しているところ。	本寄附金・交付金制度に関する実務研修会の開催(平成13年度開始)や、手続概要・申請書類記載要領、Q&A等の総合情報を本機構サイトに掲載(平成18年度)し、会議主催者等への理解促進に取り組んでいる。
	国の重点施策との整合性	平成18年に制定された観光立国推進基本法では、国際観光の振興等による観光立国を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」として推進することとしている。さらに、同法に基づき政府が策定した「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)では、訪日外国人旅行者数の増加目標及び国際会議開催件数の増加目標を定めるとともに、国際観光振興機構を「外国人観光客の来訪推進の中核を担う我が国の政府観光局である。」と位置づけている。	平成18年に制定された観光立国推進基本法では、国際観光の振興等による観光立国を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」として推進することとしている。さらに、同法に基づき政府が策定した「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)では、我が国における国際会議開催件数の増加目標を定めるとともに、国際観光振興機構を「外国人観光客の来訪推進の中核を担う我が国の政府観光局である。」と位置づけている。
	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	本機構が行う観光宣伝業務は、外国人に対して日本の観光魅力を発信し、外国人観光旅客の来訪を促進することにより、活力に満ちた地域社会の実現や国際相互理解の増進に資することを目的とした業務であり、受益は国民全体に及ぶ。	本業務は、国際会議主催者にかわり寄附者からの寄附金を受け入れ、主催者に対し交付金として交付を行うものであり、直接的な受益者は主催者であるが、国際会議の誘致促進は外国人観光旅客の来訪及び外国人と我が国国民との交流の機会の充実に資するものであり、受益は国民全体にも及ぶ。
	財政支出への依存度 (国費/事業費)	国からの財政支出2,105百万円/支出予算額2,801百万円 (平成20年度予算要求額)	国からの財政支出 0 円/支出予算額 997百万円 (平成20年度予算要求額)
	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載

	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>諸外国においても、外国人観光旅客誘致事業は、政府機関又は特殊法人などの公的主体である政府観光局において実施している。</p> <p>英国：【組織名】英国政府観光庁 【職員数】476名(2004年度) 【組織の性格】特殊法人</p> <p>ドイツ：【組織名】ドイツ観光局 【職員数】153名(2004年12月) 【組織の性格】特殊法人</p> <p>フランス：【組織名】フランス政府観光局 【職員数】369名 【組織の性格】：特殊法人</p> <p>カナダ：【組織名】カナダ観光局 【職員数】161名(2006年3月) 【組織の性格】特殊法人</p> <p>スイス：【組織名】スイス政府観光局 【職員数】200名 【組織の性格】：特殊法人</p> <p>中国：【組織名】中国国家旅遊局 【職員数】非公表 【組織の性格】：政府機構の一部</p> <p>シンガポール：【組織名】シンガポール政府観光局 【職員数】525名(2005年10月) 【組織の性格】：特殊法人</p>	<p>国際会議開催主要国のうち、下記の通り政府観光局において国際会議誘致業務を実施している場合も多い。日本のような寄附金募集・交付金制度の例は見あたらないが、シンガポールなど会議運営費補助など直接的支援も行っている国もある。</p> <p>フランス：フランス政府観光局において推進 カナダ：カナダ観光局において推進 シンガポール：シンガポール政府観光局において推進</p>
	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>中期計画において、当該業務に係る数値目標として設定した各項目を順調に達成しており、財政支出に見合う効果を得ている。</p> <p>主な数値目標の達成状況 【インターネットアクセス件数】：中期目標期間中に40%増加させるとの目標を上回る達成状況(平成18年度:対14年度比127%増) 【メディア向け広報活動における広告換算額】：中期目標期間中に60%程度増加させるとの目標を上回る達成状況(平成18年度:対14年度比734%増)</p>	<p>- (国の財政支出はなし)</p>
<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>		<p>真に不可欠</p>	<p>真に不可欠</p>

<p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p>		<p>1. 海外宣伝(プロモーション)事業への重点化 海外事務所等が収集した訪日ニーズに関する情報分析に基づき、「市場別中期プロモーション戦略」を策定し、JNTOの強みである中長期的視点を踏まえた事業展開を図る。また、機構の最大の資産である海外事務所に、可能な限り経営資源を配分する。</p> <p>2. ウェブ戦略事業の推進 増加する外国人個人旅行者にとって有益な訪日旅行に関する情報提供の充実や、マーケティング・ツールとしての活用など、ウェブ機能の高度化を図る。</p> <p>3. 自己収入の確保 (1) 賛助金・会費収入の増加、バナー広告等のウェブを活用した収益事業の実施、受託事業の拡大等により、自己収入の確保に努める。 (2) コンベンション協賛金について、自治体のみならず国際コンベンション業界で活動する民間企業等に対しても募集拡大を図る。</p> <p>4. 組織運営の効率化 現在、海外プロモーション(海外市場開拓部)と海外関係者招請事業(国内サービス部)等の形で機能別に分かれている部を統合・再編することにより部体制をスリム化するとともに、複数の部を束ねる「事業本部」「企画本部」体制により、業務執行体制の効率化と強化を図る。</p>	<p>1. 組織運営の効率化 現在、海外プロモーション(海外市場開拓部)と海外関係者招請事業(国内サービス部)等の形で機能別に分かれている部を統合・再編することにより部体制をスリム化するとともに、複数の部を束ねる「事業本部」「企画本部」体制により、業務執行体制の効率化と強化を図る。</p>
	<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>組織運営の効率化による業務費用の削減及び自己収入等の増加に取り組み、行政サービス実施コストの一層の減少を図る。</p>	<p>国の財政支出はなく、また、寄附金収入の範囲で業務を行っているが、組織運営の効率化により、行政サービスコストの一層の減少を図る。</p>
	<p>理由</p>	<p>業務重点化と業務執行体制の効率化を図るとともに、受託事業や収益事業の拡大による自己収入の増加を図るため。</p>	<p>業務執行体制の効率化を図るため。</p>
<p>(2) 事務・事業の 民営化の検討</p>	<p>民営化の可否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>
	<p>事業性の有無とその理由</p>		
	<p>民営化を前提とした規制の可能性・内容</p>		
	<p>民営化に向けた措置</p>		

		民営化の時期			
	否	民営化しない理由	<p>当該業務は、国際的な相互理解の促進等のインバウンド観光振興の持つ国全体としての意義を踏まえ、日本各地の観光魅力の公平かつ適切な発信、民間が手がけていない新規市場の開拓や、自治体、民間企業等の多様な主体と連携した観光宣伝活動など、利益追求にとらわれることなく実施される必要のある業務である。</p> <p>このため、公共上の見地から確実に実施されることが必要であり、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるため、独立行政法人が行うことが適当である。</p>	<p>当該業務は、国際会議の開催が外国人観光旅客の来訪及び外国人観光旅客と我が国国民との交流の機会の充実に資することを踏まえ、主催者による開催資金の調達円滑化を図るため、特定公益増進法人として実施している業務である。具体的には、本機構を通じた寄附金について税法上の特例措置を認めることにより、国際会議主催者に対する寄附をより行いやすくするため特定公益増進法人として行う業務であり、民間主体に委ねることは不可能である。</p>	
(3) 官民競争入札等の積極的な適用		該当する対象事業	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、 <u>e広報・普及啓発</u> 、f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発、f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>	
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	
		可	入札種別（官民競争 / 民間競争）		
			入札実施予定時期		
			事業開始予定時期		
			契約期間		
否	導入しない理由	<p>当該業務は、国際的な相互理解の促進等のインバウンド観光振興の持つ国全体としての意義を踏まえ、日本各地の観光魅力の公平かつ適切な発信、民間が手がけていない新規市場の開拓や、自治体、民間企業等の多様な主体と連携した観光宣伝活動など、利益追求にとらわれることなく実施される必要のある業務である。</p> <p>このため、公共上の見地から確実に実施されることが必要であり、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるため、独立行政法人が行うことが適当である。</p> <p>なお、当機構が自ら行うよりも民間に委ねた方が適切と考えられる部分については、すでに民間に開放されている。</p>	<p>当該業務は、国際会議の開催が外国人観光旅客の来訪及び外国人観光旅客と我が国国民との交流の機会の充実に資することを踏まえ、主催者による開催資金の調達円滑化を図るため、特定公益増進法人として実施している業務である。具体的には、本機構を通じた寄附金について税法上の特例措置を認めることにより、国際会議主催者に対する寄附をより行いやすくするため特定公益増進法人として行う業務であり、民間主体に委ねることは不可能である。</p>		

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		-	-	
	移管	移管の可否	否	否	
		可	移管先		
			内容		
			理由		
		否	移管しない理由	当該業務の実施においては、国際観光振興機構が有する海外事務所を中心とした観光分野における専門的なノウハウやネットワークが必要不可欠であり、他の法人で同様の事務を行っているところはないため、移管は不可能である。	当該業務は、外客誘致施策の一環として、国際会議の誘致に係る専門的なノウハウを有する本機構が一体的に行うべきであり、他の法人への移管は不可能である。
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否
		可	一体的に実施する法人等		
			内容		
			理由		
否	一体的実施を行わない理由	当該業務の実施においては、国際観光振興機構が有する海外事務所を中心とした観光分野における専門的なノウハウやネットワークが必要不可欠である。他の独立行政法人等はこれらのノウハウやネットワークを有しておらず、同様の業務を行っていないため、一体的な業務実施にはなじまない。なお、当該業務の実施にあたり、日本のPRという点で効果がある場合においては、他の独立行政法人とも連携を図っているところ。	当該業務は、外客誘致施策の一環として、国際会議の誘致に係る専門的なノウハウを有する本機構が一体的に行うべきであり、他の法人への移管は不可能である。		

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	独立行政法人発足以前より非公務員となっている。
	理由	-
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	現在、海外プロモーション(海外市場開拓部)と海外関係者招請事業(国内サービス部)等の形で機能別に分かれている部を統合・再編することにより部体制をスリム化するとともに、複数の部を束ねる「事業本部」「企画本部」体制により、業務執行体制の効率化と強化を図る方向で検討。
	理由	業務の重点化・効率化を図るため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		当機構のウェブ上で適切に公開している。			
	役職員の給与等の対国家公務員指数(在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)		ラスパイレス指数は、機構が発足した平成15年度の125.9から平成18年度は105.3となった。(在職地域を勘案した指数は93.8、学歴構成を勘案した指数は101.7、在職地域・学歴構成の両方を勘案した指数は90.4である)			
	人件費総額の削減状況		「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて人件費(退職手当等を除く)について5%以上の削減を行うこととし、うち、現中期目標期間においては概ね2%以上の人件費を削減するとの目標を上回る削減状況(平成18年度:対前年比削減率 2.2%)。			
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	・一般管理費 1,672,447,188円 ・業務経費 882,658,823円			
		効率化目標の設定の内容・設定時期	・一般管理費について、平成14年度比で13%程度削減する ・業務経費について、平成14年度比で5%程度削減する			
	民間委託による経費節減の取組内容		本部公用車を廃止し、タクシー及びハイヤーの利用に切り替えることにより車庫賃料等維持費の削減を実現したほか、本機構ウェブサイトを外付レンタルサーバーに移設するなど、民間委託や外注化による経費節減に取り組んでいる。			
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		本部・海外事務所共通のグループウェアや新たな会計システムを導入し、情報や資料を共有するなど業務運営の効率化を図っている。			
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		一般競争入札による落札結果に加え、18年6月分から、随意契約による契約の状況をウェブで公表している。			
	見直しの方向		引き続き、情報公開に努めることとする。			
	関連法人	名称	該当無し	-	-	合計
		契約額	-	-	-	-
うち随意契約額(%)		-	-	-	-	
当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)		-	-	-	-	

関連法人以外の契約締結先	名称	別紙参照 (H17年度データ)	-	-	合計
	契約額	別紙参照 (H17年度データ)	-	-	255,164千円
	うち随意契約額(%)	別紙参照 (H17年度データ)	-	-	81.9%
	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	別紙参照 (H17年度データ)	-	-	7人
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載				
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載				

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	インターネットアクセス件数、メディア向け広報活動における広告換算額、訪日ツアー開発・造成本数等について数値目標を設定し、中期目標の明確化を図っている。
	今後の取組方針	引き続き、上記取り組みを推進し、必要に応じて見直す。
(2) 国民による意見の活用	現状	現在、機構において外部有識者の参加するアドバイザリー・コミッティーや特別顧問会議を開催しているほか、事業パートナーや機構のサービス利用者に対するアンケート調査を実施し、機構やその事業に対する意見・提案を聴取し業務運営の改善に反映させている。
	今後の取組方針	引き続き、上記取り組みを推進し、機構に対する意見を様々な機会に収集し、改革につなげていく。
(3) 業務運営の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	コンプライアンス等に関する職員研修を実施している。
	今後の取組方針	内部統制をより強化するとともに、職員に対する研修を充実させていく。
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等に係る会計(一般勘定)と国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化のための寄附金募集・交付金交付制度の運営(交付金勘定)とに区分している。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	個々の事業ごとに収入及び支出の見積りを行い、その執行状況を管理している。
	今後の取組方針	管理会計の考え方を一層取り入れ、効率的な事業運営及び財務の適切な管理に努めていく。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)		財源	金額	
		共同研究資金	件数		
		利用料			
		寄付金	件数		
		知的財産権	件数	種類	
		その他	・観光宣伝事業賛助金 131件 ・コンベンション協賛金 38件 ・会費収入 103件 ・事業収入(観光情報提供事業収入20件、通訳案内士試験受験手数料10,204件、 共同事業収入114件、受託業務収入205件) ・事業外収入		1,026,273,898円 (平成18年度)
		計			1,026,273,898円
	見直し案	・賛助金、協賛金の勧誘対象の拡大 ・受託業務収入、共同事業収入の増大 ・ウェブを活用した広告等収益事業の開発			
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	・情報公開基準等について機構ホームページで周知を図った。 ・一般競争入札による落札結果に加え、18年6月分から、随意契約による契約の状況をWEBで公表			
	今後改善を予定している点	・公開情報の範囲等について今後検討していく。			
	その他	平成16年度から導入した人事評価制度により、前年度における各職員の勤務成績等に係る人事評価を実施し、評価結果を評価実施直後の7月1日の職員の昇給・降給等に反映(平成18年7月の昇給者は、全職員の約2/3。約1/3の職員が本俸据置若しくは減給)。			

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
国際観光振興機構	特定事業 執行型	外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等		【外客来訪促進事業】 国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。 国の関与(補助金)の縮小を図る。	特殊法人整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)		・外客来訪促進事業に関しては、客観的な事業評価の指標として数値目標を設定し、その成果に関しては、国土交通省独立行政法人評価委員会に報告し、評価を得るとともに、機構ホームページにて公開している。
	資産債務型	国際会議等の開催円滑化のための寄附金募集・交付金交付制度の運営					・「運営費交付金対象業務経費について、平成14年度比で5%削減する」との中期目標が設定されたところであるが、平成18年度で削減率7.0%と中期目標を上回る削減状況となっている。
	助成事業等 執行型						【日本人海外旅行者対策事業】 国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。 独立行政法人とする。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

注2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

< 関連法人以外の契約締結先 >

(平成17年度データ)

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
(株)日立製作所	4,382千円	28.1%	
イヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	22,779千円	17.6%	
(株)シェイ・アイ・シー	43,936千円	91.9%	
(株)アイネット	6,983千円	0.0%	
(株)カイショー	8,080千円	0.0%	
(株)浦商印刷	1,181千円	0.0%	
日本ユニシス(株)	4,542千円	0.0%	
交通会館ビルサービス(株)	4,292千円	100.0%	
日本通運(株)	8,602千円	100.0%	
(社)日本観光協会	12,401千円	100.0%	7人
NECネクサスソリューションズ(株)	4,301千円	100.0%	
学校法人成蹊大学	1,533千円	100.0%	
(株)エフ・エフ・ビー	1,216千円	100.0%	
日本コンベンションサービス(株)	4,356千円	100.0%	
ウィルワン(株)	7,772千円	100.0%	
(株)オカモトヤ	1,906千円	100.0%	
(株)電通テック	1,287千円	100.0%	
(株)東京印書館	1,260千円	100.0%	
(財)国土地理協会	2,237千円	100.0%	
(株)プリンスホテル	6,757千円	100.0%	
(独)国立印刷局	3,657千円	100.0%	
アテコ(株)	1,546千円	100.0%	
(株)JTBグローバルマーケティング &トラベル	4,616千円	100.0%	
(株)日本航空インターナショナル	1,131千円	100.0%	
(株)ノイ	16,402千円	100.0%	
(株)ジャルトラベル	1,129千円	100.0%	
(株)JALブランドコミュニケーションズ	2,058千円	100.0%	
(株)ユニオン・パブリケーションズ	37,520千円	100.0%	
(株)昭文社	2,763千円	100.0%	
(株)ADKインターナショナル	4,349千円	100.0%	
富士プリント(株)	4,682千円	100.0%	
(株)エーティーシー日本旅遊	4,729千円	100.0%	
ケーヨーリゾート開発(株)	2,569千円	100.0%	
リーダースダイジェストグローバル アドバタイジングリミテッド	2,200千円	100.0%	
(株)富士通	2,625千円	100.0%	
(株)JTBパブリッシング	1,470千円	100.0%	
(株)ムラヤマ	2,850千円	100.0%	
特定非営利活動法人日本 水フォーラム	1,680千円	100.0%	
(株)アクロス	3,150千円	100.0%	
(株)京王プラザホテル	3,151千円	100.0%	
Sherringham Trading Limited	1,084千円	100.0%	
合計	255,164千円	81.9%	7人

随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人国際観光振興機構		府省名	国土交通省
(助成・給付型)					
事務・事業の名称		国際会議等の開催円滑化のための寄附金募集・交付金交付制度の運営			
事務・事業の内容		国際会議開催のため自己資金等では会議開催経費が賅えない部分について、特定公益増進法人である本機構が会議主催者にかわり寄附者からの寄附金を受け入れ、主催者に対し交付金として交付を行うことにより国際会議の開催が円滑に行われるよう支援する。			
国からの財政支出額		0	支出予算額	997,132	
対19年度当初予算増減額		0	対19年度当初予算増減額	1	
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化()	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討	当該業務は、寄附金の範囲で交付金を支給するもので、国の財政負担は生じない。また、国際会議誘致の政策的重要性からも事務の廃止・縮小は適切でない。		
		理由	平成18年に制定された観光立国推進基本法では、少子高齢社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれるなかで、活力に満ちた地域社会の実現を促進し、豊かな国民生活を実現するとともに国際社会における地位の確立のため、国際観光の振興等による観光立国を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」として推進することとしている。さらに、同法に基づき政府が策定した「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)では、我が国における国際会議開催件数の増加目標を定めるとともに、国際観光振興機構を「外国人観光客の来訪推進の中核を担う我が国の政府観光局である。」と位置づけている。以上から、国の責務(同法第3条)である観光立国の実現に関する施策実施のため、本機構の行う当該業務は真に不可欠である。		
	トータルコスト最小化への見直し	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	発生していない。		
		繰越欠損金の額(H18年度末)	-		
		発生理由(H18年度)	-		
		発生した場合の処理方針	-		
		繰越欠損金の推移	-		
見直し案	-				
成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	当該業務においては、国の財政負担は生じないが、業務の効率化に向けて取り組みを進める。				
事業効果(事前、事後)()	実施状況	会議主催者からの寄附金募集及び交付金交付申請に対する適否の審査及び会議終了後の開催報告書・会計報告書について、外部有識者からなる「開催支援審査委員会」を開催し審査を行い、業務の適正な実施を確保している。さらに、事業効果として交付対象会議件数や交付金額を毎年度の業務実績報告書に記載し、国土交通省独立行政法人評価委員会による評価を受けている。			
	見直し案	引き続き、「開催支援審査委員会」を定期的に関催し、業務の適正な実施を確保していく。			
	公表状況・公表方法	交付金交付対象会議の件数や金額について、業務実績報告書に記載し公表している。			
	見直し案	引き続き、情報公開の充実に努めていくものとする。			

助成・給付基準 ()	基準の概要	
	基準の名称・根拠	交付金の交付対象となる国際会議等の基本的要件については、法令及び本機構の内規により定めている。
	対象者の要件	参加する外国人がおおむね50人以上、全参加者がおおむね200人以上、開催に要する全経費がおおむね2,500万円以上等の要件にすべて適合する国際会議
	金額の算定方法	開催支援審査委員会で審査の結果、了承された金額を交付金額と確定する。
	見直し案	引き続き、法令及び内規に基づき、「開催支援審査委員会」の適切な運用を図っていく。
	基準の公表状況、公表方法	当機構ホームページにおいて情報を公開している。
	見直し案	引き続き、適切に公開していく。
	民間委託等の検討	当該業務は、国際会議の開催が外国人観光旅客の来訪及び外国人観光旅客と我が国国民との交流の機会の充実に資することを踏まえ、主催者による開催資金の調達円滑化を図るため、特定公益増進法人として実施している業務である。具体的には、本機構を通じた寄附金について税法上の特例措置を認めることにより、国際会議主催者に対する寄附をより行いやすくするため特定公益増進法人として行う業務であり、民間主体に委ねることは不可能である。
その他の見直し案	-	

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人国際観光振興機構		府省名	国土交通省
資産との関連を有する事務・事業の名称	外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等 国際会議等の開催円滑化のための寄附金募集・交付金交付制度の運営			
資産との関連を有する事務・事業の内容	-			
国からの財政支出額	2,105百万円 0円	支出予算額	2,801百万円 997百万円	
対19年度当初予算増減額	(6百万円) -	対19年度当初予算増減額	(6百万円) (0.0百万円)	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	・金融資産は、余裕金の運用による有価証券であり、現行中期計画終了時までに、満期となる予定。			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名：国土交通省		独立行政法人名：独) 国際観光振興機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	内装工事(間仕切工事)等	1	国際観光振興機構本部				
2	OA設備設置工事等	3	パリ観光宣伝事務所				
3	内装工事費等	3	バンコク観光宣伝事務所				
4	内装工事費	3	香港観光宣伝事務所				
5	内装工事費	3	北京観光宣伝事務所				
6	事務所内装工事費等	3	シドニー観光宣伝事務所				
7	内装工事費	3	上海観光宣伝事務所				
8	電気設備工事費等	3	ロンドン観光宣伝事務所				
9	内装工事費等	3	ソウル観光宣伝事務所				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (千円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1					8,682		1			
2					2,847		1			
3					783		1			
4					544		1			
5					270		1			
6					1,045		1			
7					1,468		1			
8					8,537		1			
9					9,933		1			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 国際観光振興機構		府省名	国土交通省
No.	1	施設名	用途	
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>・貸借対照表の有形固定資産に計上されている「建物」は、建築物や土地ではなく、国内外の事務所を含めた、いわゆる壁間仕切り、電気・通信設備、看板等の工作物に該当するものである。これら設備については、事務所と一体となっており分割して処分することは不可能である。</p>				
<p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>業務を実施するために必要なものである。</p>				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 国際観光振興機構	府省名	国土交通省
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	: 1,091 百万円	〔内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
B	現金及び預金	: 891 百万円	
C	有価証券	: 0 百万円	
D	受取手形	: 0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円
E	売掛金	: 0 百万円	内 割賦債権 : 0 百万円
F	投資有価証券	: 200 百万円	
G	関係会社	: 0 百万円	… 関係会社株式
H	関係会社	: 0 百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金	: 0 百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金	: 0 百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金	: 0 百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	: 0 百万円	〔内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
M	積立金	: 0 百万円	
N	出資金	: 0 百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 国際観光振興機構	府省名	国土交通省
受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性			
該当無し			
不良化している債権(L)の早期処分の方向性			
該当無し			
既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性			
該当無し			
政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性			
該当無し			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人国際観光振興機構		府省名	国土交通省	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等			
事務・事業の内容		外国人観光旅客の来訪を促進するため、日本の観光魅力についてメディアやインターネット等を通じた広報・宣伝等を行う。			
国からの財政支出額		2,105,269千円 (20年度予算要求額)	支出予算額		2,801,317千円 (20年度予算要求ベース)
対19年度当初予算増減額		6,107千円	対19年度当初予算増減額		6,229千円
官民競争入札等 ()	検討	否			
	理由	<p>当該業務は、国際的な相互理解の促進等のインバウンド観光振興の持つ国全体としての意義を踏まえ、日本各地の観光魅力の公平かつ適切な発信、民間が手がけていない新規市場の開拓や、自治体、民間企業等の多様な主体と連携した観光宣伝活動など、利益追求にとらわれることなく実施される必要のある業務である。</p> <p>このため、公共上の見地から確実に実施されることが必要であり、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるため、独立行政法人が行うことが適当である。</p>			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	本機構が行う観光宣伝業務は、外国人に対して日本の観光魅力を発信し、外国人観光旅客の来訪を促進することにより、活力に満ちた地域社会の実現や国際相互理解の増進に資することを目的とした業務であり、受益は国民全体に及ぶものであり、直接的な受益主体を特定し、具体的な負担を明確化することは不可能である。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	具体的な負担を明確化することは不可能。			
	運営コスト (内訳、総計)	-			
	受益者負担金 - 運営コスト	具体的な負担を明確化することは不可能。			
	見直し案	-			
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	他の法人で同様の事務を行っているところはないため、他の法人との一体的実施は、不可能である。			
	内容	-			
	理由	<p>当該業務の実施においては、国際観光振興機構が有する海外事務所を中心とした観光分野における専門的なノウハウやネットワークが必要不可欠である。</p> <p>他の独立行政法人等はこれらのノウハウやネットワークを有しておらず、同様の業務を行っていないため、一体的な業務実施にはなじまない。なお、当該業務の実施にあたり、日本のPRという点で効果がある場合においては、他の独立行政法人とも連携を図っているところ。</p>			

法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	否
	内容	—
	理由	広報・宣伝活動の実施については、国内における機構本部の統括のもと、海外現地のメディアや旅行会社等とのネットワークを有し事情に精通した海外宣伝事務と一体的に推進している。
事業効果 (事前、事後) ()	実施状況	中期目標においては、インターネットアクセス件数、メディア向け広報活動における広告換算額、訪日ツアー造成支援事業における訪日ツアー設定本数など数値目標を設定しており、これに基づき、事業評価を実施している。
	見直し案	次期中期計画においても適切な数値目標を設定する。
	公表状況・公表方法	当機構ホームページにおいて情報を公開している。
	見直し案	引き続き、情報公開の充実に努めていくものとする。